

信書の送達サービス受付用への 115番の使用に関する検討について

平成20年4月17日
事 務 局

検討の背景

- ・**115番**は、告示上、「電報受付機能(電報の受付に関する機能)」に使用するとされている。現在、115番は**NTT東西の電報受付**に使用。

- ☞ 電報の事業(配達の業務を含む)は、当分の間、電気通信事業とみなし、NTT東西(国内電報)およびKDDI(国際電報)のみがこれを行なうことができるとされている。(電気通信事業法附則第5条)
- ☞ 115番等の1から始まる3桁番号(1XY番号)は、桁数が短くダイヤルが簡単であり、1から始まるため特殊なサービスを想起しやすいという特徴を有する。
- ☞ 電報は、過去の歴史においては、緊急時の通信手段としても広く利用され、長年の間、電報受付用番号として、115番が使用されているところ。

- ・**特定信書便事業者等**により、電話等を利用して通信文等を引き受け、**信書を送達するサービス**(以下、「**信書の送達サービス**」)**が提供**されている。

「民間事業者による信書の送達に関する法律(2003年4月)」(以下、「**信書便法**」)の施行により、信書便事業者による信書の送達が可能に。

- ☞ 「電話等を利用して通信文等を引き受け、信書を送達するサービス」とは、電話等を利用して受け付けたメッセージ等を印刷し、台紙に添付して利用者が指示する宛先まで配達する**特定信書便事業者**が提供するサービス及び郵便事業会社が提供する**レタックス**を想定。
- ☞ **信書の送達サービス**は電気通信事業法上の「電報」と位置付けられているものではなく、現行制度上、**115番は使用できない**。
- ☞ 特定信書便事業者である株式会社KSGインターナショナルから、**115番を信書の送達サービス受付用**に**使用したい旨の要望**があったところ。

検討内容及び検討スケジュール

検討内容

信書の送達サービスの状況、特定信書便事業者等からの要望、国民利用者の意識等を踏まえ、**信書の送達サービス受付用番号への115番の使用に関して検討。**

- (1) 信書の送達サービス受付用番号への115番の使用について
- (2) 信書の送達サービス受付用番号への115番の使用に係る望ましい接続方法について

検討スケジュール(案)

- | | |
|-----------|--|
| 4月17日 第1回 | <ul style="list-style-type: none">・検討会の進め方について(背景、アンケート結果、検討事項等)・信書の送達サービス提供事業者からの発表・NTT東西からの発表(電報サービスの概要) |
| 5月 第2回 | <ul style="list-style-type: none">・電気通信事業者からの発表・論点ごとの議論 |
| 6月 第3回 | <ul style="list-style-type: none">・論点整理 |
| 7月 第4回 | <ul style="list-style-type: none">・報告書案の検討・取りまとめ |
| 8月 | <ul style="list-style-type: none">・パブリックコメント募集 |
| 9月 第5回 | <ul style="list-style-type: none">・報告書の最終取りまとめ |

アンケート調査結果①(アンケート調査方法)

電報及び電報類似サービスの利用状況等を把握するため、総務省の委託による郵送アンケート調査を実施。

◆ 調査対象

地域	全国
調査対象者	平成19年11月現在で、15歳から70歳までの男女

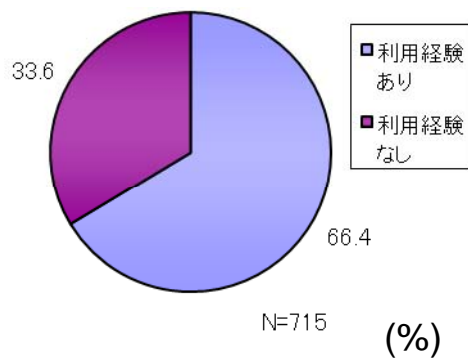
◆ 調査方法

調査対象者の 選定及び集計 結果について	アンケート調査会社の登録モニターから、性年代、地域、都市規模において、それぞれ一定のサンプル数を確保するため、均等に割り付けし、無作為に抽出した。従って、集計結果については、実際の母集団との剥離を補正するため、平成17年度国勢調査の人口構成と一致するように比重調整を行っている。 <small>(ただし、各質問に対する回収総数については、資料のグラフ中「N」として、比重調整前の集計数を記載している。)</small>
有効回答数	715人(抽出数:990人)
配布・回収	郵送によるアンケート調査
調査時期	平成19年11月

アンケート調査結果②(電報の利用状況)

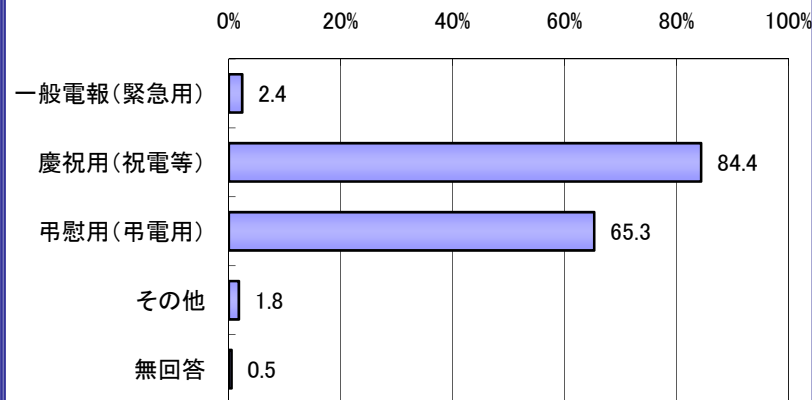
- ◆ 電報の利用経験者は、全体の約 66%。
- ◆ 電報の利用用途については、電報利用経験者のうち、約84%が慶祝用に利用し、約65%が、弔慰用に利用している。
- ◆ 電報の利用経験者で過去5年以内に利用した人のうち、5年間で1通利用したことがあるのは、約29%。2通から5通利用したことがあるのは、約56%。

電報利用経験
について



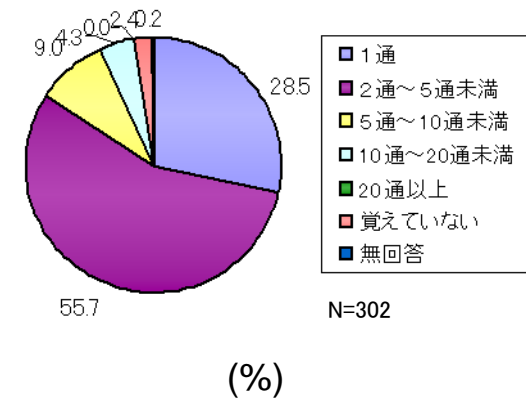
(回答者: 全員、単一選択)

電報の利用用途
について



(回答者: 電報利用経験者、複数選択)

電報利用頻度
(過去5年間)

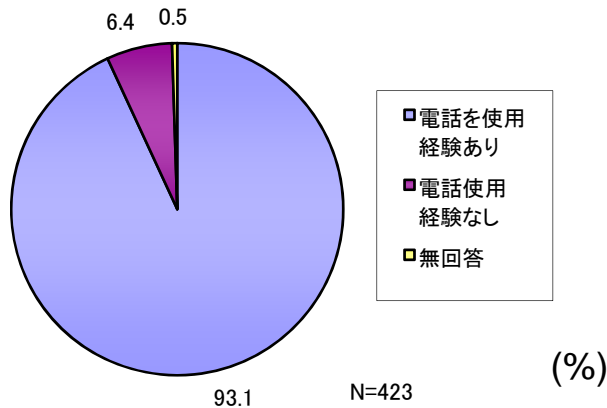


(回答者: 電報利用経験者かつ過去5年以内に利用した人、単一選択)

アンケート調査結果③(電報の利用状況)

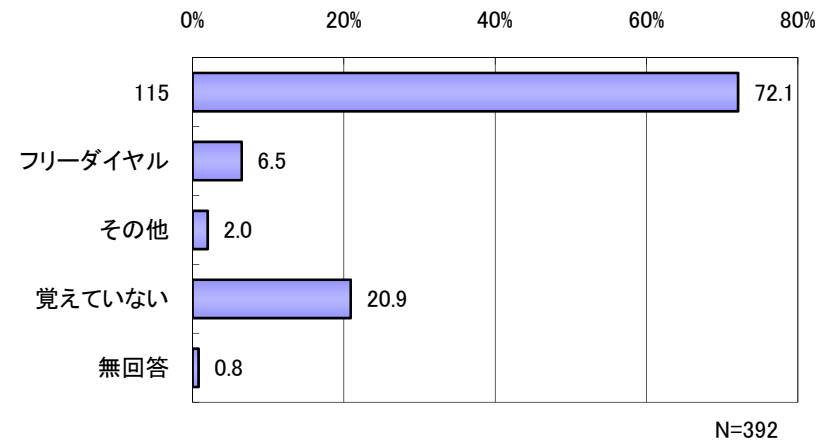
◆ 電報の申込み手段については、利用経験者の約93%が電話で申し込み、そのうち、約72%が115番を使用した経験を有する。

申込み手段としての 電話の利用率



(回答者: 電報利用経験者、単一選択)

申込みの際に使用した 電話番号

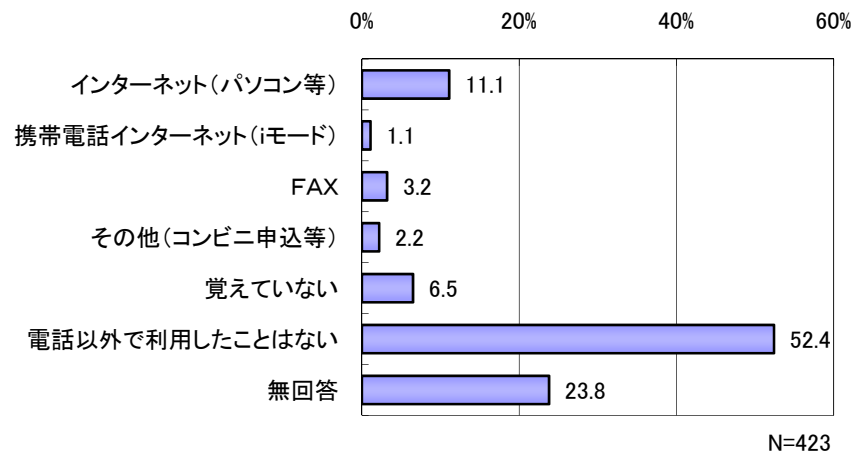


(回答者: 電話により電報を申し込んだ人、複数選択)

アンケート調査結果④(電報の利用状況)

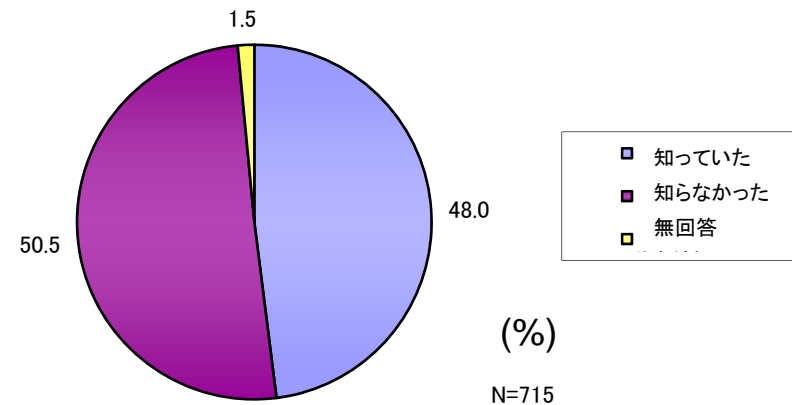
- ◆ 電話以外の申込み手段については、インターネットを使用したことがあるのは電報利用経験者の約11%。なお、電報利用経験者の約52%が電話以外の方法を使用していない。
- ◆ 電報の申込み用の番号に115番が使用されていることを知っていたのは、全体の約48%。

電報の電話以外の申込み手段



(回答者:電報利用経験者、複数選択)

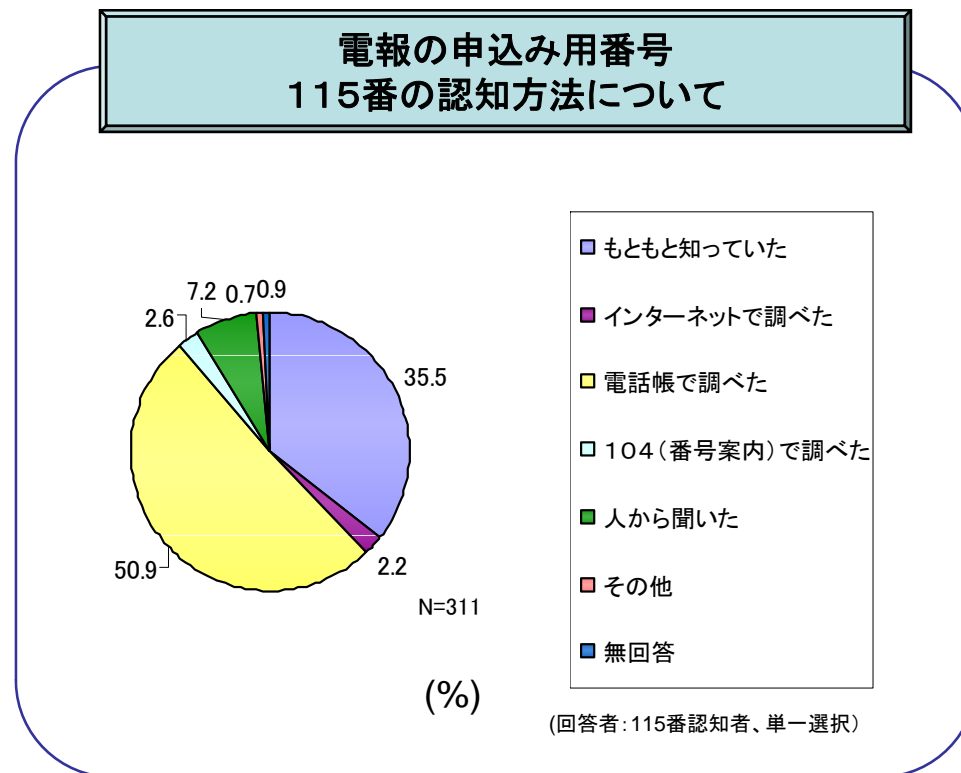
電報の申込み用番号115番の認知について



(回答者:全員、単一選択)

アンケート調査結果⑤(電報の利用状況)

◆ 電報の申込用の番号の認知方法については、115番の認知者の約51%が「電話帳で調べた」、約36%が「もともと知っていた」と回答している。



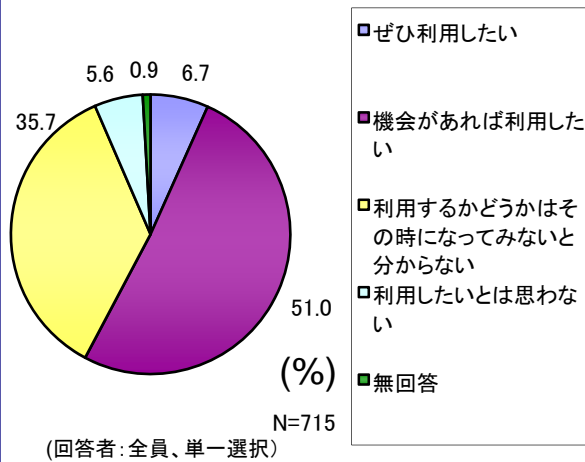
アンケート調査結果⑥ (今後の電報の利用意向)

◆ 今後の電報の利用意向は、全体の約58%。電報利用経験者では、約67%。

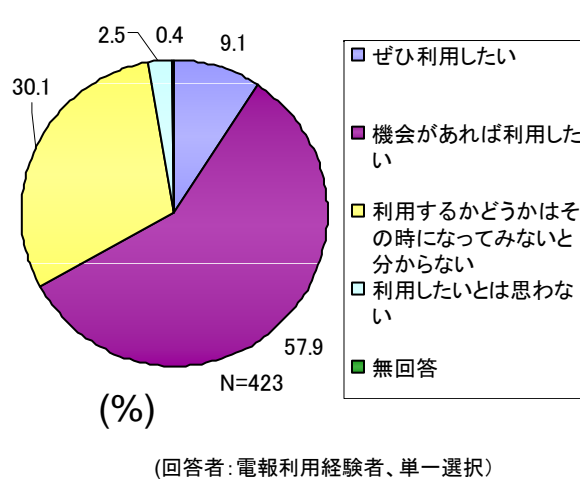
今後の電報の利用については、「ぜひ利用したい」「機会があれば利用したい」を合わせると、全体の57.7%。電報利用経験者では、「ぜひ利用したい」「機会があれば利用したい」を合わせると、67.0%。

◆ 今後の電報の申込み方法について、電報利用意向者の約69%が電話を、約26%がインターネットを希望。

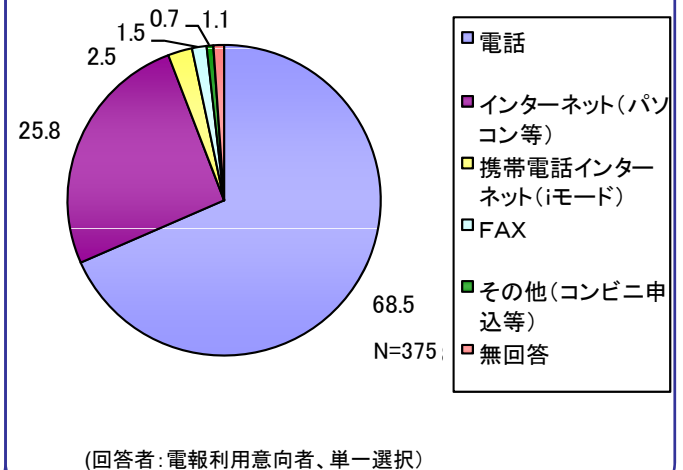
今後の電報の利用意向について



今後の電報の利用意向について(電報利用経験者)



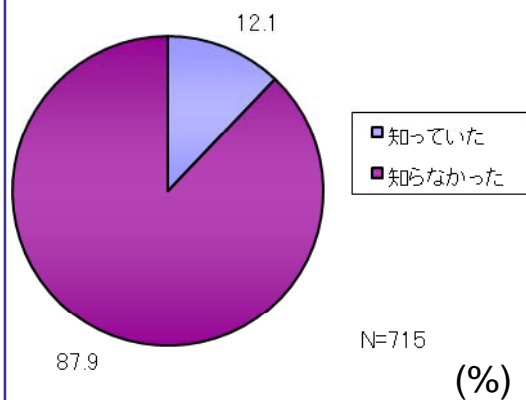
今後の電報の申込み手段について



アンケート調査結果⑦(類似サービスの利用状況)

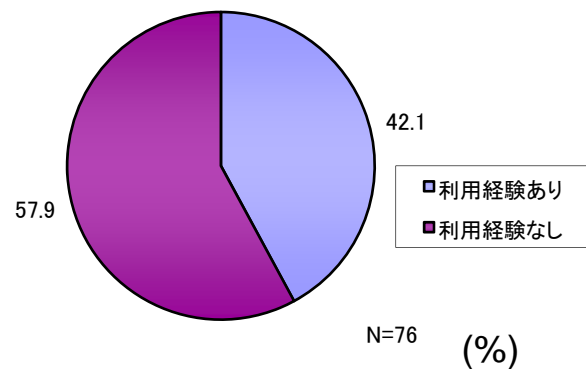
- ◆ 電報類似サービスの認知者は、全体の約12%。
- ◆ 電報類似サービスの利用経験者は、全体の約5%。電報類似サービスの認知者では、約42%。
- ◆ 電報類似サービスの利用経験者のうち、5年間で1通利用したのは、約40%。2通から5通利用したのは、約34%。

電報類似サービスの認知度



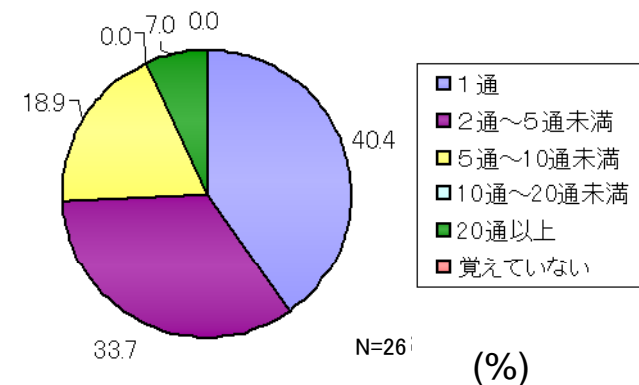
(回答者: 全員、単一選択)

電報類似サービス認知者の類似サービスの利用経験について



(回答者: 類似サービス認知者、単一選択)

電報類似サービスの利用頻度 (過去5年間)



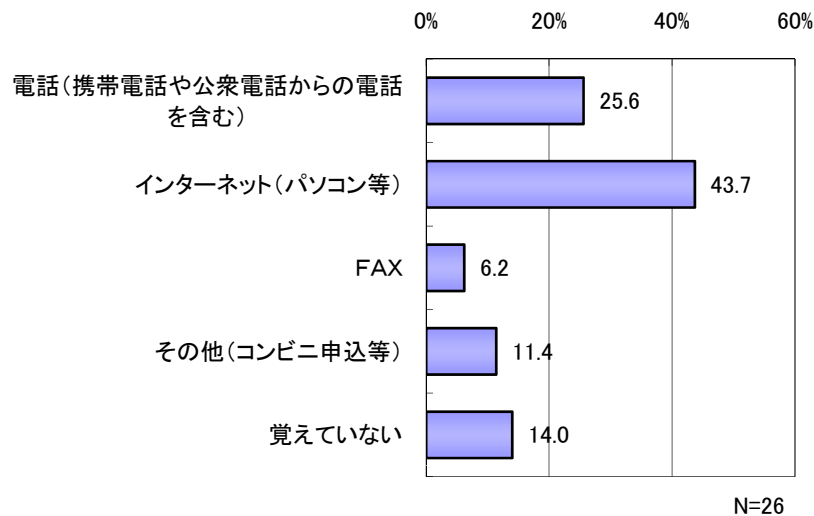
(回答者: 類似サービス利用経験者、単一選択)

アンケート調査結果⑧(類似サービスの利用状況)

- ◆ 電報類似サービスの申込みでは、利用者の約44%がインターネットを使用し、約26%が電話を利用した経験を有する。
- ◆ 電報類似サービスを選択しなかった主な理由は、「申込みが面倒」「信頼性に不安」「3桁番号で申し込めず不便」の3つ。

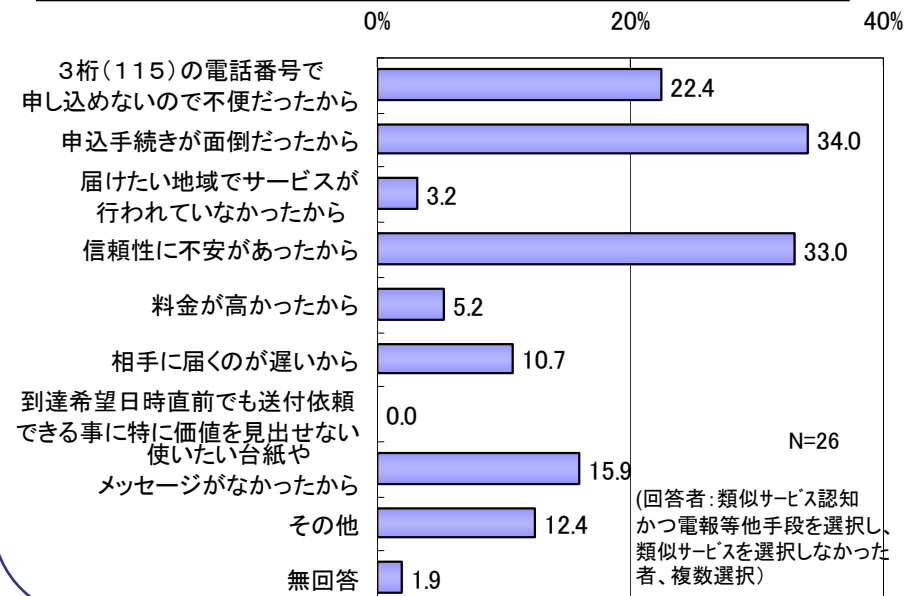
電報等他手段を利用し、類似サービスを選択しなかった人の34.0%が、「申込み手続きが面倒」、33.0%が「信頼性に不安」、22.4%が「3桁番号で申し込めず不便」を利用しなかった理由に挙げている。

電報類似サービスの
申込み方法



(回答者: 類似サービス利用経験者、複数選択)

電報類似サービスを選択しなかった理由について



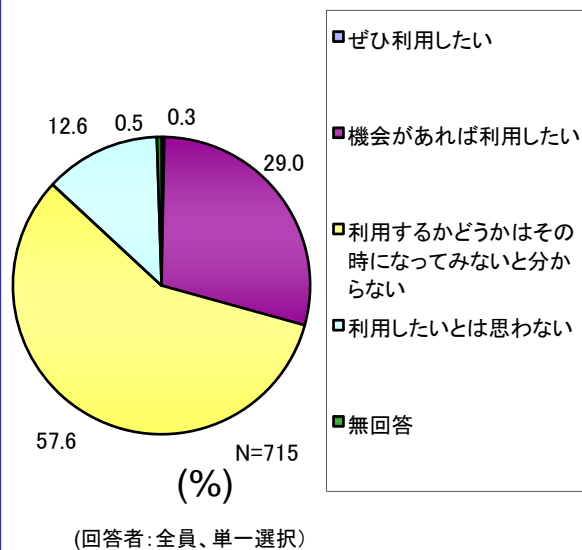
(回答者: 類似サービス認知かつ電報等他手段を選択し、類似サービスを選択しなかった者、複数選択)

アンケート調査結果⑨ (今後の類似サービスの利用意向)

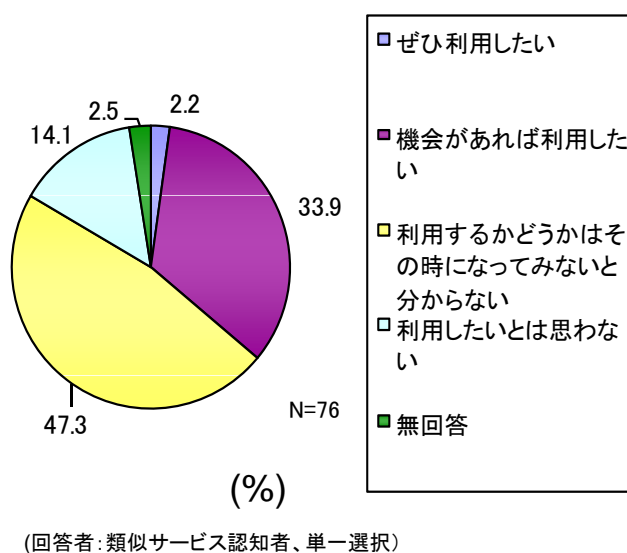
◆ 電報類似サービスの利用意向は、全体の約29%。電報類似サービス認知者では、約36%。類似サービス利用経験者では、約42%。

今後の類似サービスの利用意向については、「ぜひ利用したい」「機会があれば利用したい」を合わせると、全体の29.3%。類似サービスの認知者では、「ぜひ利用したい」「機会があれば利用したい」を合わせると、36.1%。類似サービス利用経験者では、「ぜひ利用したい」「機会があれば利用したい」を合わせると、41.8%。

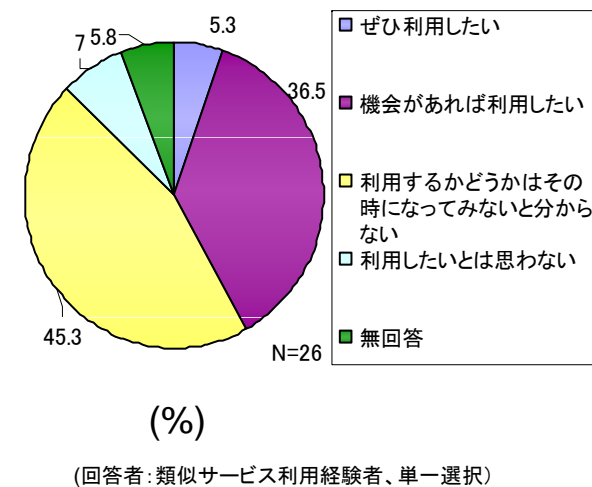
今後の電報類似サービスの利用意向について(全体)



今後の電報類似サービスの利用意向について(類似サービス認知者)



今後の電報類似サービスの利用意向について(類似サービス利用経験者)

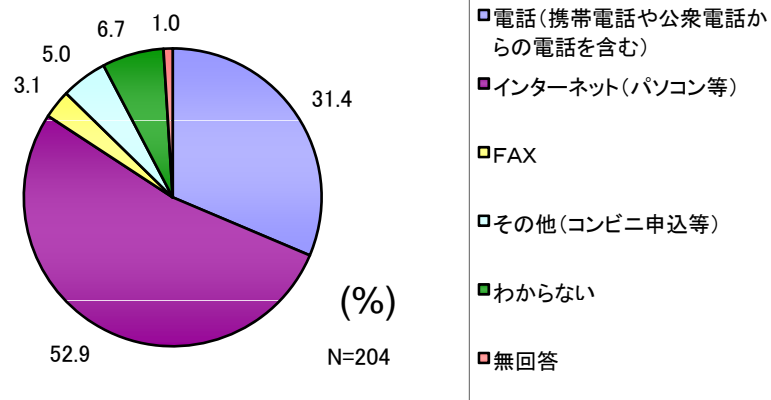


アンケート調査結果⑩ (今後の類似サービスの利用意向)

◆ 今後の電報類似サービスの申込み手段については、類似サービス利用意向者の約53%がインターネットを、約31%が電話を希望。

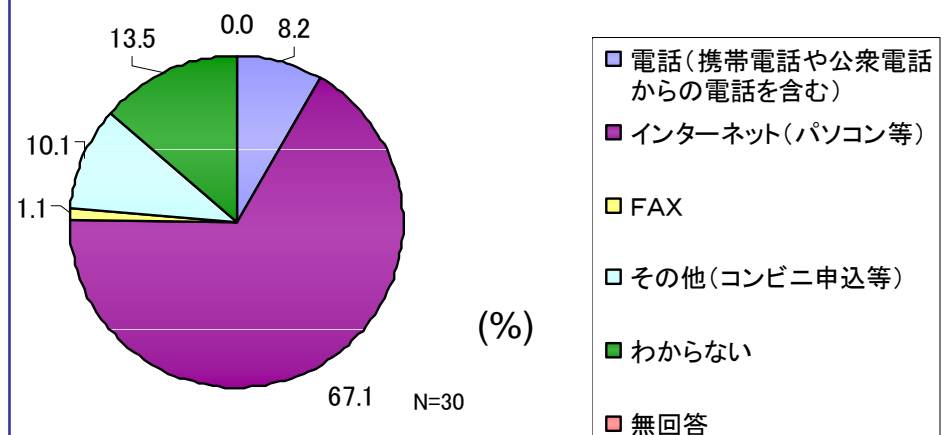
◆ 電報類似サービス認知かつ利用意向者の約67%がインターネットを、約8%が電話を希望。

今後の電報類似サービスの申込み手段について
(類似サービス利用意向者)



(回答者: 類似サービス利用意向者、単一選択)

今後の電報類似サービスの申込み手段について
(類似サービス認知かつ利用意向者)



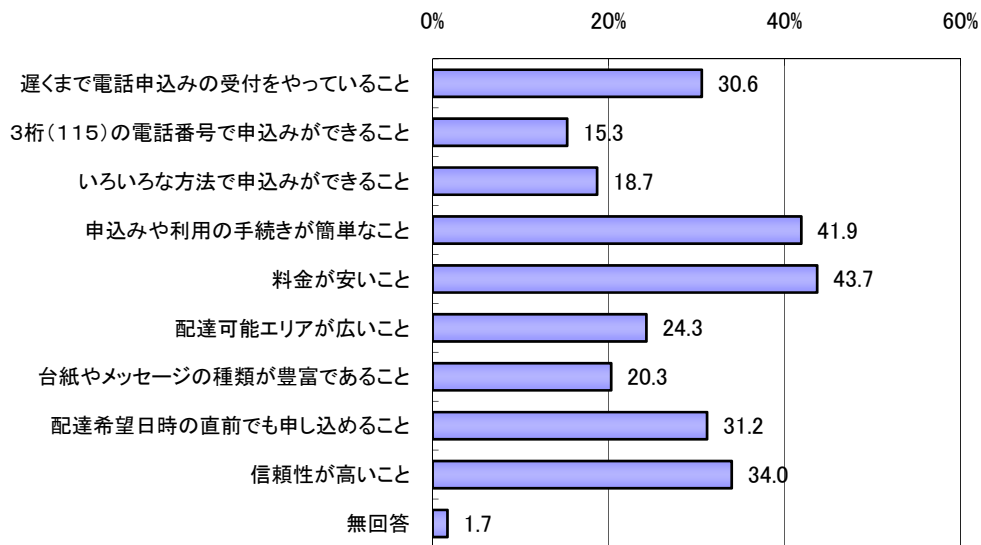
(回答者: 類似サービス認知かつ利用意向者、単一選択)

アンケート調査結果⑪ (サービス内容で重視する点)

◆ 電報及び電報類似サービスを選択する際に重視する主な点は、「料金が安いこと」「申込みや利用手続きが簡単なこと」「信頼性が高い」「配達希望日時の直前でも申し込める」「遅くまで電話申込み受付をやっていること」の5つ。

電報及び電報類似サービスを選択する際に重視する点として、全体の43.7%が「料金が安いこと」、41.9%が「申込みや利用手続きが簡単なこと」、34.0%が「信頼性が高い」、31.2%が「配達希望日時の直前でも申し込める」、30.6%が「遅くまで電話申込み受付をやっていること」と回答している。

電報及び電報類似サービス選択時に重視する点



(回答者: 全員、3つまで選択)

N=715

アンケート調査結果⑫ (電報の全国配達及び115番の必要性について)

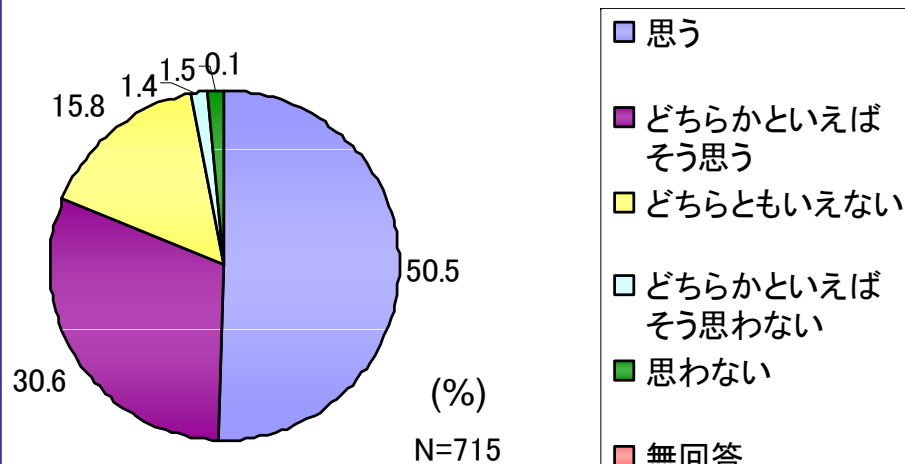
◆ 今後も電報の全国配達の必要性を感じている利用者は、全体の約81%。

今後も、電報サービスは全国配達が必要だと思う人は、「思う」「どちらかといえばそう思う」を合わせると、全体の81.1%。

◆ 今後も115番の必要性を感じている利用者は、全体の約68%。

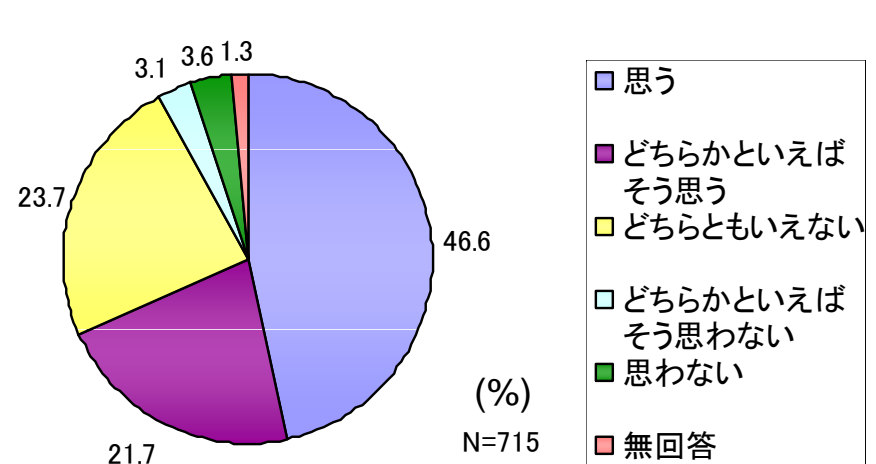
今後も、電報申し込み用番号として、115番を必要だと思う人は、「思う」「どちらかといえばそう思う」を合わせると、全体の68.3%。

今後のNTTの電報サービスの
全国配達の必要性について



(回答者: 全員、単一選択)

今後の電報申込用番号としての
115番の必要性について



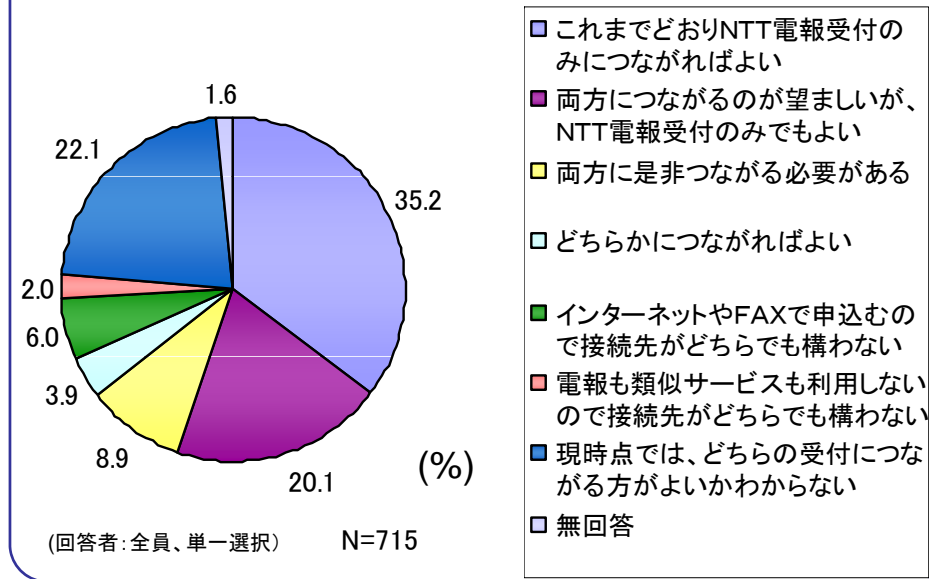
(回答者: 全員、単一選択)

アンケート調査結果⑬(115番の接続先について)

◆ 全体の半数以上が、NTTの加入電話からの115番の接続先は、NTTの電報のみでもよいと考えている。

今後のNTTの固定電話から115番をダイヤルした場合の接続先について、「NTT電報受付のみでよい」、「両方につながるのが望ましいが、NTT電報受付のみでもよい」を合わせると、全体の55.3%。

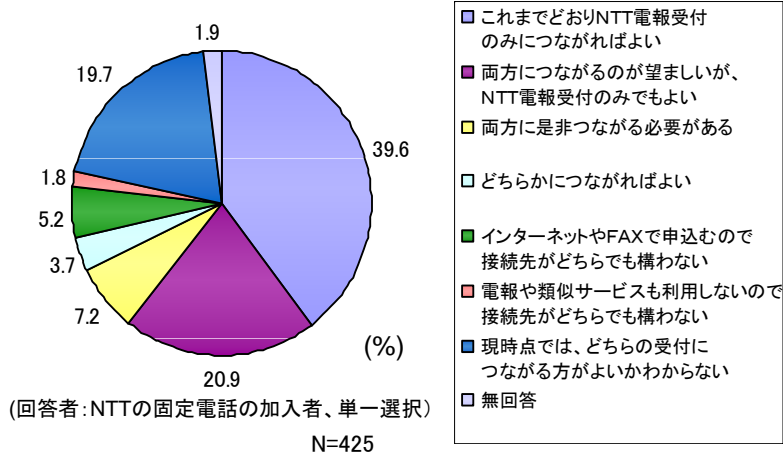
今後、NTTの加入電話から115番をダイヤルした場合の接続先について



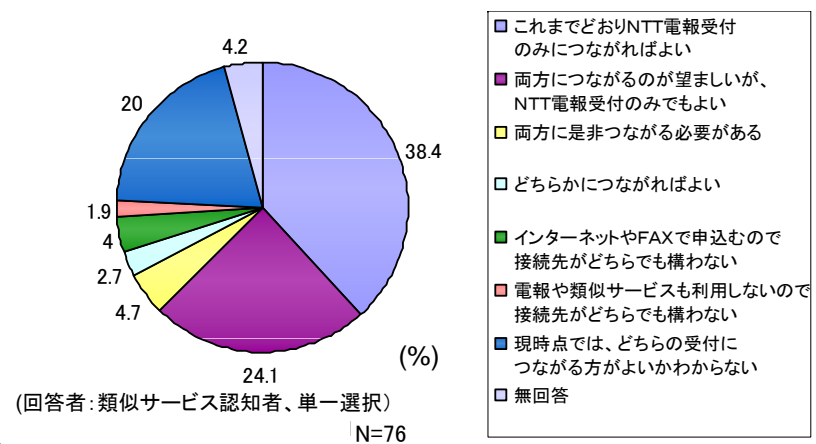
アンケート調査結果(参考⑬-1 115番の接続先について)

◆ NTTの加入電話からの115番の接続先については、回答者の属性（NTTの固定電話の加入者、類似サービス認知者、電報利用意向者、類似サービス利用意向者）にかかわらず、半数以上が、NTTの電報のみでもよいと考えている。

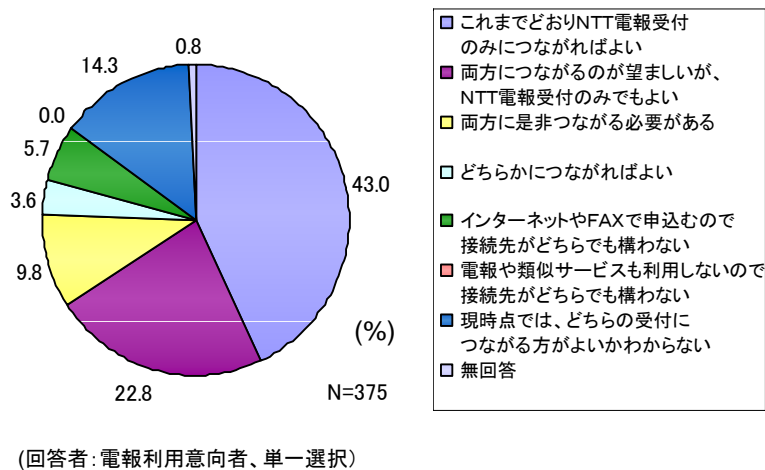
NTTの固定電話の加入者の場合



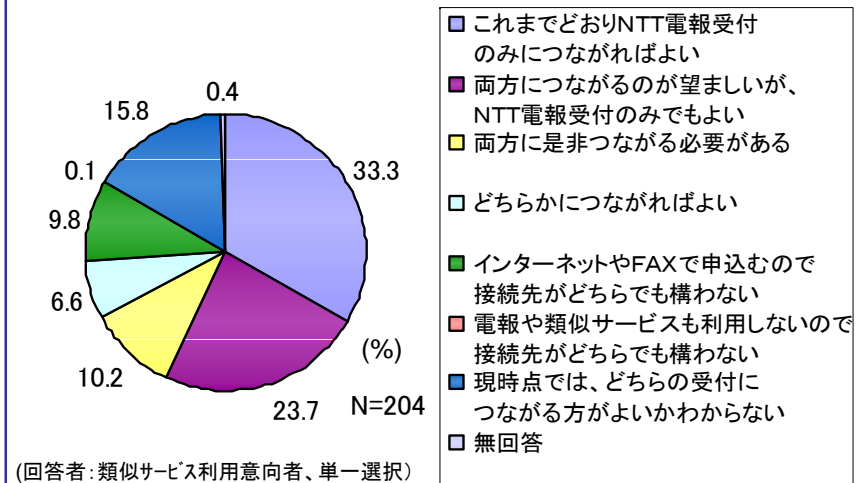
類似サービス認知者の場合



電報利用意向者の場合



類似サービス利用意向者の場合



アンケート調査結果⑭(115番の接続先について)

◆NTT以外の固定電話又は携帯電話からの115番の接続先について、全体の半数以上が電報類似サービスのみではなく、NTTの電報も必要と考えている。

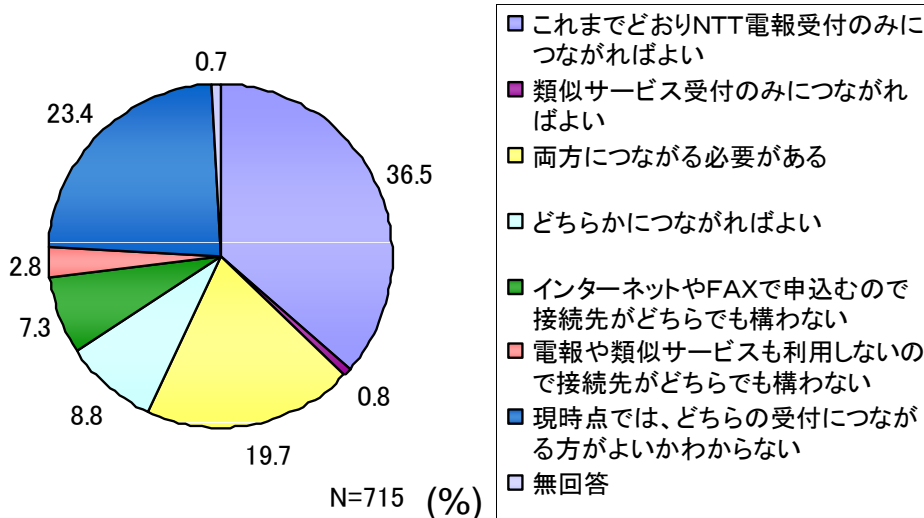
今後のNTT以外の固定電話又は携帯電話115番をダイヤルした場合の接続先について、「NTT受付のみにつながればよい」、「両方につながる必要がある」を合わせると、全体の56.2%。

◆NTT以外の固定電話又は携帯電話からの115番の接続先について、電報類似サービスの配達地域やサービス内容がNTTと同等の場合にも、全体の半数以上が電報類似サービスのみではなく、NTTの電報も必要と考えている。

電報類似サービスのサービス内容等がNTTと同等の場合には、「NTT受付のみにつながればよい」、「両方につながる必要がある」を合わせると、全体の55.7%。

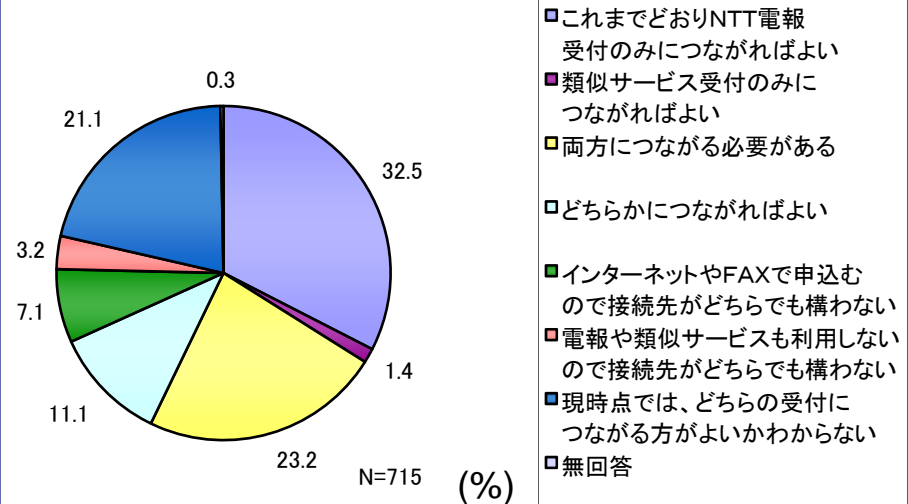
※ NTT以外の電話会社が、類似サービス提供事業者と提携して、115番により類似サービスの受付サービスを提供する場合がありますと仮定して、調査したもの。

今後、NTT以外の電話から115番をダイヤルした場合の接続先について



(回答者: 全員、単一選択)

今後、類似サービスの内容等がNTTと同等の場合に、NTT以外の電話から115番をダイヤルした場合の接続先について

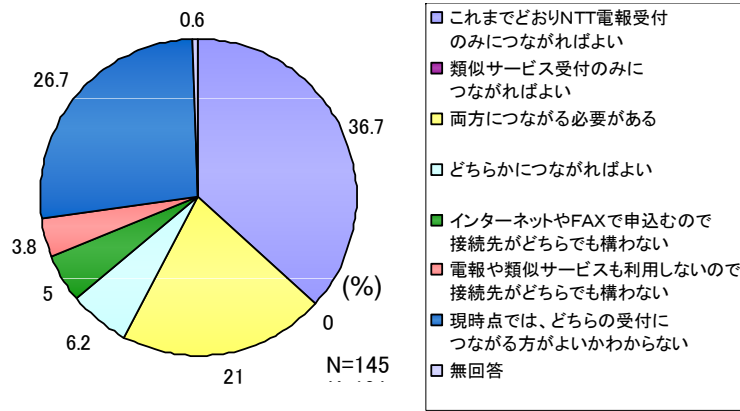


(回答者: 全員、単一選択)

アンケート調査結果(参考⑭-1 115番の接続先について)

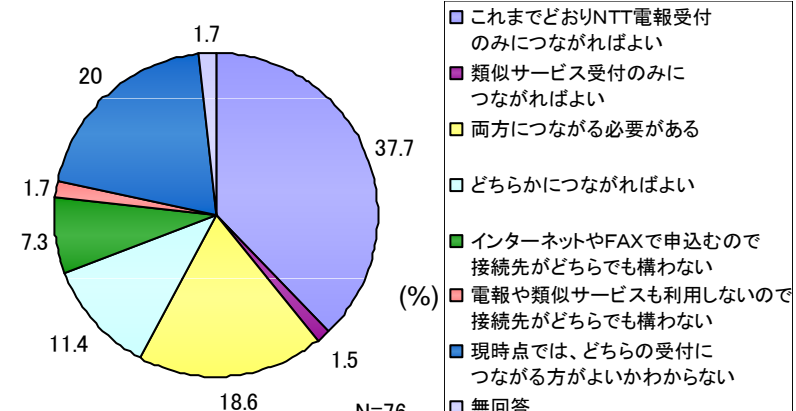
◆ NTT以外の固定電話又は携帯電話からの115番の接続先については、回答者の属性（NTT以外の固定電話の加入者、類似サービス認知者、電報利用意向者、類似サービス利用意向者）にかかわらず、半数以上が電報類似サービスのみではなく、NTTの電報も必要と考えている。

NTT以外の固定電話の加入者の場合



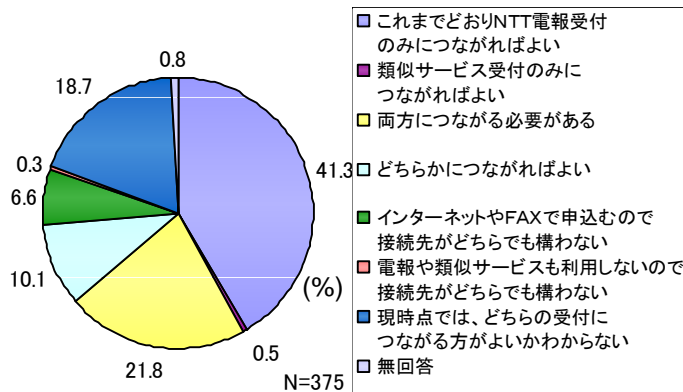
(回答者: NTT以外の固定電話の加入者、単一選択)

類似サービス認知者の場合



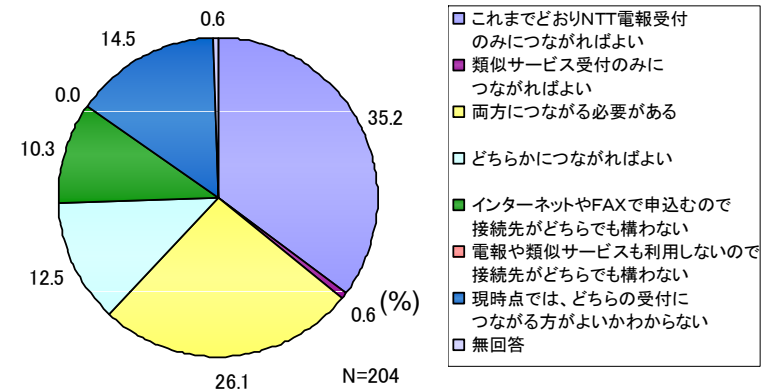
(回答者: 類似サービス認知者、単一選択)

電報利用意向者の場合



(回答者: 電報利用意向者、単一選択)

類似サービス利用意向者の場合

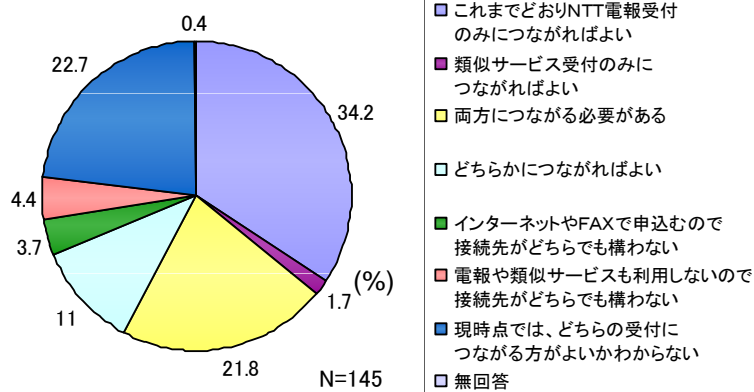


(回答者: 類似サービス利用意向者、単一選択)

アンケート調査結果(参考⑭-2 115番の接続先について)

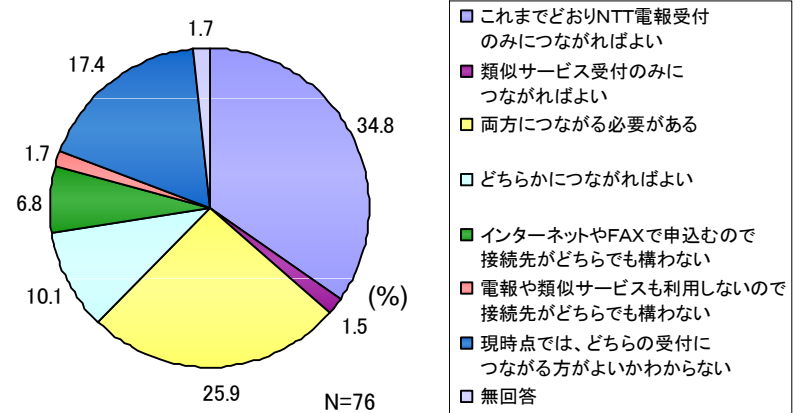
◆ 電報類似サービスの配 達地域やサービス内容がNTTと同等の場合にも、NTT以外の固定電話又は携帯電話からの115番の接続先については、回答者の属性（NTT以外の固定電話の加入者、類似サービス認知者、電報利用意向者、類似サービス利用意向者）にかかわらず、半数以上が電報類似サービスのみではなく、NTTの電報も必要と考えている。

NTT以外の固定電話の加入者の場合



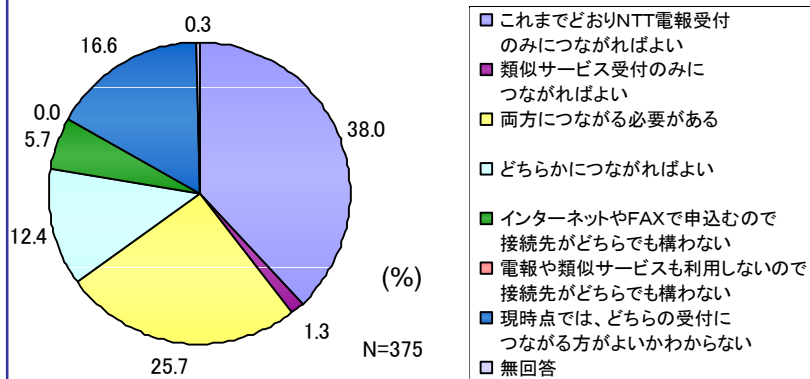
(回答者: NTT以外の固定電話の加入者、単一選択)

類似サービス認知者の場合



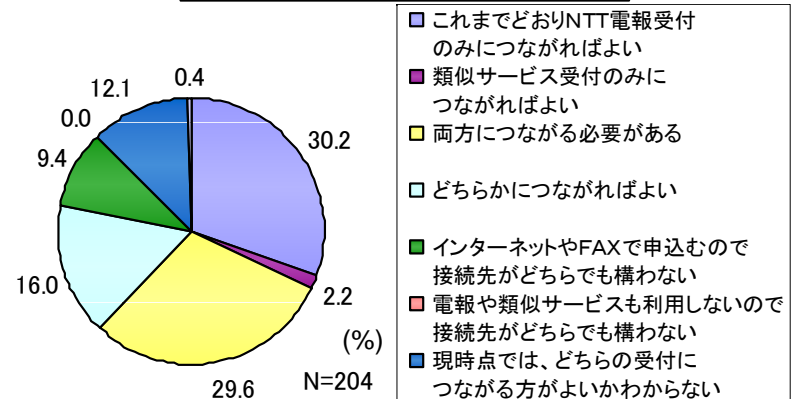
(回答者: 類似サービス認知者、単一選択)

電報利用意向者の場合



(回答者: 電報利用意向者、単一選択)

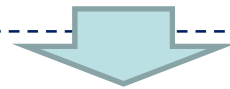
類似サービス利用意向者の場合



(回答者: 類似サービス利用意向者、単一選択)

検討にあたって

- ・特定信書便事業者等により、電話等を利用して受け付けたメッセージ等を印刷し、台紙に添付して利用者が指示する宛先まで配達する信書の送達サービスが提供されている。
- ・信書の送達サービスと国内電報サービスを比較すると、法律上の位置づけが異なる。
 - ☞ 特定信書便事業者が提供する信書の送達サービス： 信書便法に基づき総務大臣の許可を受けた特定信書便事業者が信書便約款に基づき提供するサービス。
 - ☞ レタックス(ファクシミリ送信型電子郵便)：電子郵便約款に基づき、郵便事業株式会社により提供されるサービス
 - ☞ 国内電報サービス：電気通信事業法附則第5条により「電気通信事業」とみなされ、NTT東西により提供されるサービス
- ・他方、信書の送達サービスと国内電報サービスは、サービスの内容については類似していると考えられる。



本検討会では、信書の送達サービス受付用番号への115番の使用に関して検討を行う。

115番の使用状況について

■現在の115番の使用状況

115番は、制度上、全ての電気通信事業者が申請により、電報受付用に使用可能。

→115番の指定を受けるかどうかは、**電気通信事業者の判断**。

→115番の指定を受けた電気通信事業者の加入者は115番の使用が可能。

(電気通信番号規則、電気通信番号規則の細目を定める件(平成九年郵政省告示第五百七十四号) 参考資料参照)

※ 115番の指定状況

指定あり	NTT東西、KDDI、ソフトバンクテレコム、ジュピーターテレコム、NTTドコモ 等
指定なし	ソフトバンクBB、ソフトバンクモバイル 等

■仮に、信書の送達サービス受付用番号に115番を使用することに問題はないとされた場合にも、115番の指定を受けるのはあくまで**電気通信事業者**である。

■信書の送達サービス提供事業者は、**電気通信事業者と連携**することにより、自らのサービス受付に115番で接続されることとなる。

検討事項(論点)①-1

信書の送達サービス受付用番号に115番を使用することに問題はないか

◆信書の送達サービスの状況、特定信書便事業者等からの要望、利用者の意識等を踏まえ、利用者利便等の観点から、115番を信書の送達サービス受付用にも使用することに問題はないかについて検討。

- ・115番は電報受付用番号として長年利用されてきたところ。
- ・他方、信書便法の施行により、法律上の位置づけは異なるが、実質的に電報とサービスの内容が類似した信書の送達サービスが提供されている。
- ・アンケート結果では、電報申し込みに電話を利用している利用者が多く、今後も115番を利用したいという意向が依然として高いと考えられる。

電報利用経験者のうち、電話で申し込んだことがある利用者は約93%。
今後も電報申し込み用番号として、115番を必要だと考える利用者は、全体の約68%。

- ・信書の送達サービスを利用しなかった理由として、115番で申し込めないのが不便だったとの回答も22.4%を占めた。

検討事項(論点)①-2

信書の送達サービス受付用番号に115番を使用する場合の条件等について

◆115番を信書の送達サービス受付用にも使用する場合、一定の条件付けが必要かどうかについて検討。

・例えば、アンケート結果では、「NTT以外の電話から115番の接続先は、信書の送達サービスのみではなく、NTTの電報も必要」と半数以上の利用者が考えており、本結果からすると、NTT東西の電報受付との選択制を条件とする必要があるのではないかと考えられる。

•電気通信事業者による接続先のパターンは以下のものが考えられる。

- ①NTT東西の電報受付のみ
- ②信書の送達サービス受付のみ
- ③NTT東西の電報受付及び信書の送達サービス受付(利用者による選択)

検討事項(論点)②

信書の送達サービス受付用番号に115番を使用する場合の望ましい接続方法について

◆115番を信書の送達サービス受付用にも使用する場合、具体的な接続方法について、利用者利便の観点、技術的な観点、費用の観点などから、どういった方法が望ましいかについて検討。

・考えられる接続方法としては、例えば、

(1)NTT東西の電報受付のみ

(2)信書の送達サービス受付のみ

加入する電気通信事業者が提携する信書の送達サービス受付につながる。

(ある電気通信事業者の加入者は115番をダイヤルすると、当該電気通信事業者と連携する特定信書便事業者等の受付につながる。連携する特定信書便事業者等が複数の場合は、選択できる方式が必要となる。)

(3)NTT東西の電報受付及び信書の送達サービス受付 (利用者による選択)

①Webやコールセンター等によりあらかじめ利用者が115番の接続先を登録して、利用者の選択先に応じて接続先を変更する事前選択方式

②115番をダイヤルした場合には、ガイダンスが流れ、そこから選択をするガイダンス方式

などが考えられる。

參考資料

電報サービスについて

電報サービス

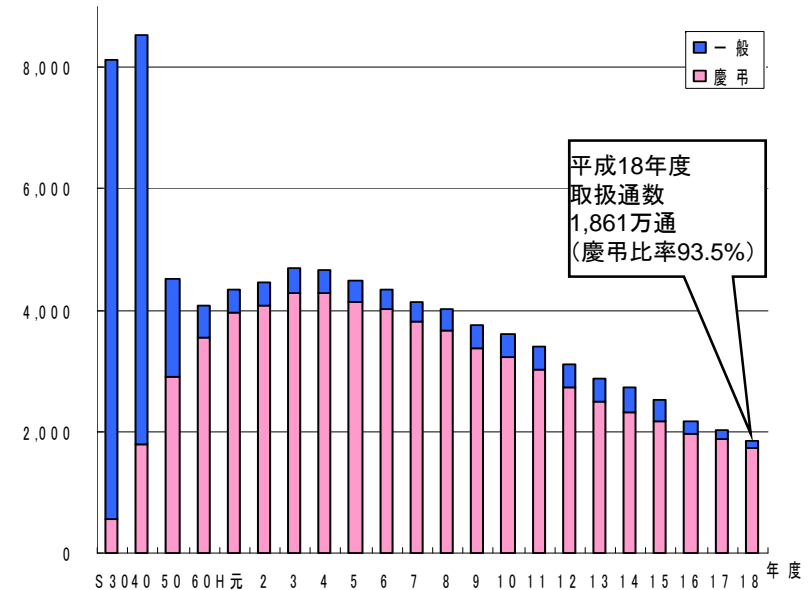
発信人から依頼された通信を電気通信設備を使用して伝送し、配達するサービス。

<料金> (国内電報、電話・FAX申込み時)

電報料(文字数あたり)と台紙料金の合計額＝
25字まで480円(慶弔は700円)＋台紙0円～5,000円
※かな電報は25字まで340円で提供可能

(単位:万通)

国内電報発信通数の推移



【参考】

電報については、国民生活における必要最低限の通信手段であるとの考えから、電気通信事業とみなし、NTT(東日本、西日本)及びKDDIIによる全国提供を確保している。(電気通信事業法附則第5条)

○ 電気通信事業法(昭和59年12月25日法律第86号)

附 則

第五条 電報の事業(配達の業務を含む。以下この条において同じ。)は、当分の間、電気通信事業とみなし、当該事業に係る業務のうち受付及び配達の業務については、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及び電気通信分野における規制の合理化のための関係法律の整備等に関する法律(平成十年法律第五十八号)第一条の規定による廃止前の国際電信電話株式会社法(昭和二十七年法律第三百一号)により設立された国際電信電話株式会社の電気通信事業者の地位を承継した者(以下この条において「国際電承継人」という。)のみがこれを行うことができる。この場合において、電報の事業については、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律(平成十五年法律第百二十五号)第二条の規定による改正前のこの法律(以下この条において「旧法」という。)の規定(第十六条、第十七条及び附則第五条第一項の規定を除き、罰則を含む。次項において同じ。)はなお効力を有する。

2～4 (略)

※ 約款の届出、料金の認可、事業の休・廃止の認可等がなお効力を有している。

特定信書便事業者が提供している電気通信サービスを利用して通信文等を引き受け、信書を送達するサービスについて

電気通信サービスを利用して通信文等を引き受け、信書を送達するサービス

インターネット等を通じて引き受けたメッセージ等を印刷し、台紙に添付して利用者が指示する宛先まで配達するサービス。

<料金>右表に記載の事業者は、基本的に1000円を超える料金のサービスとして提供(注)

【参 考】

特定信書便事業者のうち、当該サービスを提供している事業者は右表のとおり。(平成19年11月時点)

※ 特定信書便事業者による当該サービス取扱物数の推移

平成16年度	約42万通
平成17年度	約54万通
平成18年度	約68万通

※ レタックス通数の推移

平成16年度	約617万通
平成17年度	約579万通
平成18年度	約529万通

事業者名	事業開始年月日	提供区域(※1)
(株)ヒューモニー	平成16年4月1日	全国
(有)マイハート (※2)	平成17年1月1日	富山県
(株)KSGインターナショナル	平成17年2月21日	(引受)全国 (配達)神戸市等
(株)ナショナルヤガタ	平成18年7月1日	愛知県、岐阜県、 大阪府、兵庫県
(株)おくやみネット	平成18年12月7日	九州各県
ハートフェルト	平成19年4月1日	秋田県
(株)プライムステージ	平成19年9月1日	(引受)全国 (配達)広島市等
(有)朋友	平成19年11月11日	大分県佐伯市
(株)しょうわ	平成20年9月1日 (予定)	全国
(株)KDDIエボルバ	平成20年5月1日 (予定)	全国

※1 : 提供区域については引受・配達について特定信書便事業者としてサービスを提供している区域。
(委託の認可を得て委託により提供している地域を含む。)

※2 : マイハートについては、富山市の一部等には3時間以内に送達するサービスとしても提供可能

電報と信書の送達サービスの比較について

	電報	信書の送達サービス	
		電気通信サービスを利用して通信文等を引き受け、 信書を送達するサービス	レタックス (ファクシミリ送信型 電子郵便)
法律上の位置づけ	電気通信事業法附則第5条により、「電気通信事業」とみなされ、NTT東西とKDDIのみが提供できるもの。	信書便法*に基づき、総務大臣の許可を受けた特定信書便事業者が提供するサービス(以下のいずれかに該当する必要)。 ①料金の額が1,000円を超えるもの ②差し出されたときから3時間以内に送達するもの ③重量が4kgを超えるもの ④長さ、幅及び厚さの合計が90cmを超えるもの	電子郵便約款に基づき、郵便事業株式会社が提供するサービス(任意で提供する特殊取扱)。
サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> ・国内電報はNTT東西の独占をもって、全国提供を確保。 ・料金:340円から利用可能(料金は総務大臣の認可対象。法令上、料金の下限設定はなし。) ・通信の秘密を守る義務あり。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全国提供義務なし。 ・基本的に特定信書便サービスのうち①の料金の額が1,000円を超えるものとして提供されている。(①の料金の額は、法令で下限を設定。) ・信書の秘密を守る義務あり。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全国提供義務なし。 ・料金:580円から利用可能(料金は、届出対象。法令上、料金の下限設定なし。) ・信書の秘密を守る義務あり。

* 信書便法:民間事業者による信書の送達に関する法律

115番の使用に関する関係法令

○ 電気通信番号規則(平成九年郵政省令第八十二号)抜粋

(電気通信役務の種類又は内容を識別するための電気通信番号)

第十条 電気通信役務の種類又は内容を識別するための電気通信番号は次の通りとする。

一・二 (略)

三 電気通信事業者が付加的な機能を用いて提供する電気通信役務の内容を識別するための電気通信番号は、総務大臣が別に告示する電気通信番号とする。

(電気通信番号の指定の申請)

第十五条 電気通信番号の指定を受けようとする電気通信事業者は、様式第一の申請書を総務大臣に提出しなければならない。

2～ (略)

(電気通信番号の指定)

第十六条 総務大臣は、前条の申請があった場合において、当該申請に係る電気通信役務の提供に必要な電気通信番号が電気通信番号計画に基づき使用可能であると認めるときは、当該電気通信役務に係る需要に応じるために必要な数の電気通信番号を指定し、電気通信番号指定証を交付する。

○ 電気通信番号規則の細目を定める件(平成九年郵政省告示第五百七十四号)抜粋

第三条 規則第十条三号の規定により付加的な機能を用いて提供する電気通信役務の内容を識別する電気通信番号は、次の通りとする。

一 (略)

二 本邦内の場所との間において提供される電気通信役務の内容を識別する電気通信番号は、別表第三号に定めるものとする。

別表第三号 (第三条第二号関係)抜粋

電報受付機能(電報の受付に関する機能をいう。)

115

主な1XY番号の例

- 104: 番号案内
- 110: 警察機関への緊急通報
- 113: 故障受付
- 115: 電報受付
- 117: 時報
- 118: 海上保安機関への緊急通報
- 119: 消防機関への緊急通報
- 171: 災害用伝言ダイヤル
- 177: 天気予報
- 184: 発信電話番号の非通知等
- 186: 発信電話番号の通知等

※1XY番号の使用状況(総番号数:100個)

- ・使用番号数:53個
- ・空き番号数:47個